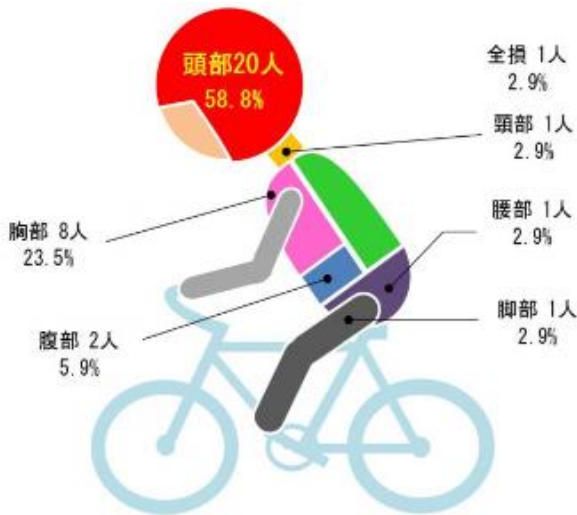


保護者の皆様

お子様が自転車に乗るときには

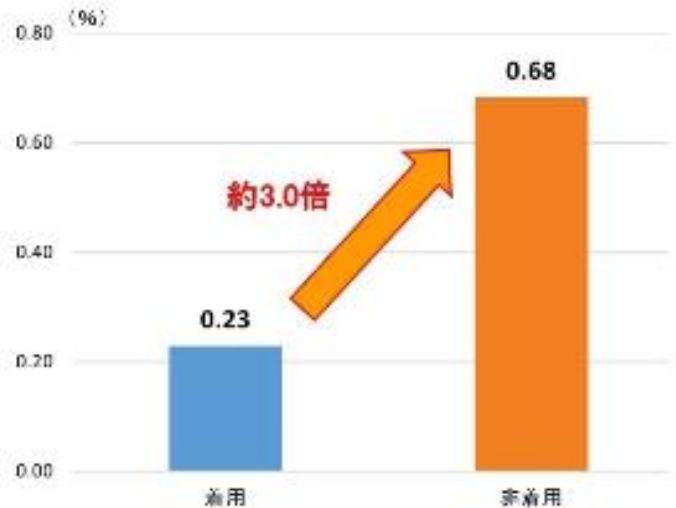
ヘルメットの着用をお願いします

自転車事故の現状



■ 自転車事故死者の負傷部位 (参考 令和3年中 警察庁調べ)

県内の自転車事故で亡くなった方の半数以上が頭部に致命傷を負っています。



■ 自転車乗車中のヘルメット着用状況別の別の致死率

(参考 令和2年 警察庁調べ【全国】)

自転車事故において、ヘルメットをかぶっていない方の致死率は、ヘルメットをかぶっている方の約3倍です。

ヘルメットは正しくかぶれていますか？

- 頭のサイズに合ったヘルメットを選びましょう。
- しっかり、深くかぶりましょう。
- あごひもは、口を大きく開けられるくらいの隙間を開けて、しっかりと締めましょう。



さいたま市自転車のまちづくり推進条例 (平成31年4月1日施行)

● 子どもはヘルメット着用

※保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないとされています。

● 自転車損害保険等への加入

※自転車による交通事故の加害者となる可能性も踏まえ、加入は義務となっています。